

12月14日 食品衛生分科会

文書による報告品目に関する資料

(3) 文書による報告品目

① 農薬

・スピロメシフェン（適用拡大）	1
・トリフロキシストロビン（適用拡大+魚介類）	7
・ビフェントリン（適用拡大）	13
・ピラクロニル（適用拡大）	21
・フェンブコナゾール（適用拡大）	25
・フルジオキシニル（適用拡大）	31
・フルフェノクスロン（適用拡大+魚介類）	39
・フロニカミド（適用拡大）	45
・ペノキススラム（インポートトレランス申請）	51
・マンジプロパミド（適用拡大）	55
・メタアルデヒド（適用拡大）	59
・ジチアノン （暫定基準の見直し+適用拡大+インポートトレランス申請）	63
・フェンチオン（暫定基準の見直し+魚介類）	67

② 器具及び容器包装

・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)に定められた乳及び乳製品の容器包装に係る試験法の改正について	71
・ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装の試験法改正について	99
・ゴム製の器具又は容器包装の試験法改正について	107

スピロメシフェン (Spiromesifen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及び魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	環状ケトエノール系の殺虫剤である。作用機構は、アセチル CoA カルボキシラーゼを阻害することにより殺幼虫、殺卵活性等を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	トマト/コナジラミ類、りんご/ナミハダニ 等										
我が国の登録状況	トマト、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドにおいて調査した結果、米国において小麦、大麦等に、カナダにおいてブロッコリー、キャベツ等に、EUにおいていちご、なす等に、ニュージーランドにおいてトマト、ピーマン、きゅうり等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.022 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質 ・農産物及び魚介類：スピロメシフェン及び代謝物M1【4-ヒドロキシ-3-(2,4,6-トリメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オン】とする。 ・畜産物：スピロメシフェン、代謝物M1、代謝物M2【4-ヒドロキシ-3-(4-ヒドロキシメチル-2,6-ジメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オン】及び代謝物M2の抱合体とする。										
暴露評価	EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">38.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td style="text-align: center;">78.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">29.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td style="text-align: center;">41.3</td> </tr> </tbody> </table> EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	38.9	幼小児 (1~6 歳)	78.9	妊婦	29.7	高齢者 (65 歳以上)	41.3
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	38.9										
幼小児 (1~6 歳)	78.9										
妊婦	29.7										
高齢者 (65 歳以上)	41.3										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.01	0.01			0.03 ₁ アジカ	【詳細は別紙1-3】
大麦	0.01	0.01			0.03 ₁ アジカ	【詳細は別紙1-3】
とうもろこし	0.02	0.02			0.02 ₁ アジカ	【<0.01(n=16)(米国)】
その他の穀類	0.01	0.01			0.03 ₁ アジカ	【米国小麦、大麦参照】
ばれいしょ	0.02	0.02			0.02 ₁ アジカ	【<0.01(n=14)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02			0.02 ₁ アジカ	【米国ばれいしょ参照】
かんしょ	0.02	0.02			0.02 ₁ アジカ	【米国ばれいしょ参照】
やまいも(長いものをいう。)	0.02	0.02			0.02 ₁ アジカ	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.02	0.02			0.02 ₁ アジカ	【米国ばれいしょ参照】
てんさい	0.01	0.01			0.03 ₁ アジカ	【詳細は別紙1-3】
クレソン	12	12			12 ₁ アジカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
キャベツ	2	2.0			2 ₁ アジカ	【0.017-1.91(n=6)(米国)】
芽キャベツ	2	2.0			2 ₁ アジカ	【米国ブロッコリー、キャベツ参照】
ケール	12	12			12 ₁ アジカ	【米国からしな参照】
きょうな	12	12			12 ₁ アジカ	【米国からしな参照】
チンゲンサイ	12	12			12 ₁ アジカ	【米国からしな参照】
カリフラワー	2	2.0			2 ₁ アジカ	【米国ブロッコリー、キャベツ参照】
ブロッコリー	2	2.0			2 ₁ アジカ	【0.017-0.713(n=6)(米国)】
その他のあぶらな科野菜	12	12			12 ₁ アジカ	【米国からしな参照】
チコリ	12	12			12 ₁ アジカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
エンダイブ	12	12			12 ₁ アジカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
しゅんぎく	12	12			12 ₁ アジカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	12	12			12 ₁ アジカ	【0.161-9.99(n=12)(米国)】
その他のさく科野菜	12	12			12 ₁ アジカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
パセリ	12	12			12 ₁ アジカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
その他のせり科野菜	12	12			12 ₁ アジカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
トマト	3	3	○			0.09, 0.21/0.13(n), 0.36(n)(トマト)
ピーマン	3	3	○			1.09(\$), 0.82(ミニトマト)
なす	2	2	○			1.38, 0.77
その他のなす科野菜	0.5	0.45			0.45 ₁ アジカ	1.00, 0.66 【0.050, 0.028(n=2)(米国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	0.1			0.1 ₁ アジカ	【0.017-0.034(n=6)(米国きゅうり)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	0.1			0.1 ₁ アジカ	【0.01-0.052(n=5)(米国かぼちゃ)】
しろりり	0.1	0.1			0.1 ₁ アジカ	【米国きゅうり、カンタロープ参照】
すいか	0.3	0.3	○			0.06(\$), < 0.03
メロン類果実	0.1	0.1			0.1 ₁ アジカ	【0.016-0.072(n=6)(米国カンタロープ)】
まくわうり	0.1	0.1			0.1 ₁ アジカ	【米国きゅうり、カンタロープ参照】
その他のうり科野菜	0.1	0.1			0.1 ₁ アジカ	【米国きゅうり、カンタロープ参照】
ほうれんそう	12	12			12 ₁ アジカ	【0.307-8.65(n=6)(米国)】
しょうが	0.02	0.02			0.02 ₁ アジカ	【米国ばれいしょ参照】
その他の野菜	12	12			12 ₁ アジカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
りんご	2	2	○			0.86, 0.37
日本なし	2	2	○			0.56, 0.34
西洋なし	2	2	○			(日本なし参照)
もも	0.2	0.2	○			<0.03, <0.03
ネクタリン	1	1	○			0.50, 0.44
あんず(アプリコットを含む。)	5	5	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.7	0.7	○			0.24(\$), 0.09
うめ	5	5	○			2.14(\$), 0.86
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○			2.63, 2.66
いちご	2	2.0			2 ₁ アジカ	【0.28-1.64(n=8)(米国)】
ぶどう	10		申			4.18(小粒), 1.15
その他の果実	0.5	0.45			0.45 ₁ アジカ	【米国きゅうり、メロン類果実参照】
綿実	0.5	0.5			0.5 ₁ アジカ	【0.008-0.459(n=12)(米国)】
茶	30	30	○			21.48, 6.4(荒茶) 7.36, 3.02(浸出液)
その他のスパイス	10	10				
その他のハーブ	10	10				【0.69-10.03(n=5)(米国からしな)】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02 0.02	0.02 0.02			0.02 [†] 0.02 [†]	
牛の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1 0.1	0.1 0.1			0.1 [†] 0.1 [†]	
牛の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2 0.2	0.2 0.2			0.2 [†] 0.2 [†]	
牛の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2 0.2	0.2 0.2			0.2 [†] 0.2 [†]	
牛の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2 0.2	0.2 0.2			0.2 [†] 0.2 [†]	
乳	0.01	0.01			0.01 [†]	
魚介類	0.06		申			推:0.052

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

(†)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(‡)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

スピロメシフェン

食品名	残留基準値 ppm		
小麦	0.01	※今回基準値を設定するスピロメシフェンとは、農産物及び魚介類にあつてはスピロメシフェン及び代謝物M1[4-ヒドロキシ-3-(2,4,6-トリメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オン]をスピロメシフェンに換算したものの和をいい、畜産物にあつてはスピロメシフェン、代謝物M1をスピロメシフェンに換算したものの、代謝物M2[4-ヒドロキシ-3-(4-ヒドロキシメチル-2,6-ジメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オン]をスピロメシフェンに換算したものと及び代謝物M2の抱合体をスピロメシフェンに換算したものの和をいう。	
大麦	0.01		
とうもろこし	0.02		
その他の穀類 ^{注1)}	0.01		
ばれいしょ	0.02		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02		
かんしょ	0.02		
やまいも(長いもをいう。)	0.02		
その他のいも類 ^{注2)}	0.02		
てんさい	0.01		
クレンソ	12	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。 注2)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。 注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレンソ、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。	
キャベツ	2		
芽キャベツ	2		
ケール	12		
きょうな	12		
チンゲンサイ	12		
カリフラワー	2		
ブロッコリー	2		
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	12		
チコリ	12		
エンダイブ	12	注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。	
しゅんぎく	12		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	12		
その他のきく科野菜 ^{注4)}	12		
パセリ	12		
その他のせり科野菜 ^{注5)}	12		
トマト	3		注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。 注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。 注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。 注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこと類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
ピーマン	3		
なす	2		
その他のなす科野菜 ^{注6)}	0.5		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1		
しろりり	0.1		
すいか	0.3		
メロン類果実	0.1		
まくわり	0.1		
その他のうり科野菜 ^{注7)}	0.1		
ほうれんそう	12	注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。	
しょうが	0.02		
その他の野菜 ^{注8)}	12		
りんご	2		
日本なし	2		
西洋なし	2		
もも	0.2		
ネクタリン	1		
あんず(アブリコットを含む。)	5		
すもも(プルーンを含む。)	0.7		
うめ	5		
おうとう(チェリーを含む。)	5		
いちご	2		
ぶどう	10		
その他の果実 ^{注9)}	0.5		

スピロメシフェン(つづき)

食品名	残留基準値	
	ppm	
綿実		0.5
茶		30
その他のスパイス ^{注10)}	10	注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のハーブ ^{注11)}	10	
牛の筋肉	0.02	注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注12)} の筋肉	0.02	
牛の脂肪	0.1	注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソウ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	
牛の肝臓	0.2	注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	
牛の腎臓	0.2	注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	
牛の食用部分 ^{注13)}	0.2	注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	
乳		0.01
魚介類		0.06

トリフロキシストロビン (Trifloxystrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及び魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。病原菌の孢子発芽阻止、孢子発芽以降の宿主への侵入阻止や吸器の形成阻止、子座の形成阻止効果を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	きゅうり/うどんこ病、なし/輪紋病 等										
我が国の登録状況	きゅうり、なし等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2004年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されており、キャベツ、核果果実等に国際基準が設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアスパラガス、仁果果実等に、カナダにおいてアーモンド、きゅうり等に、EUにおいてライ麦、ぶどう等に、オーストラリアにおいてバナナ、いちご等に、ニュージーランドにおいてかんきつ類、キウイフルーツ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量(ADI) 0.05 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験(イヌ・カプセル経口)</p> <p>無毒性量 5 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験(+/-) <i>in vivo</i> 試験(-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: 農産物及び魚介類にあっては、トリフロキシストロビンのみとし、畜産物にあっては、トリフロキシストロビン及び代謝物B【(E,E)-メトキシイミノ-[2-[1-(3-トリフロロメチル-フェニル)-エチリデンアミノオキシメチル]-フェニル]-酢酸】とする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>29.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>62.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>29.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	29.3	幼小児(1~6歳)	62.3	妊婦	22.3	高齢者(65歳以上)	29.5
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	29.3										
幼小児(1~6歳)	62.3										
妊婦	22.3										
高齢者(65歳以上)	29.5										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 素 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	1.6		5※		
小麦	0.2	0.2		0.2		
大麦	0.5	0.5		0.5		
ライ麦	0.05	0.05			0.05 EU	【<0.01-0.05(n=4) (EUライ麦)】
とうもろこし	0.05	0.05		0.02	0.05 アメリ	【<0.020(n=27) (米国とうもろこし)】
その他の穀類	0.05	0.05			0.05 アメリ	【<0.02(n=12)(米国えん麦)】
大豆	0.08	0.08			0.08 アメリ	【<0.01-0.06(n=20) (米国大豆)】
らっかせい	0.05	0.05		0.02	0.05 アメリ	【<0.02(n=17) (米国らっかせい)】
ばれいしよ	0.04	0.04		0.02	0.04 アメリ	【<0.02(n)-0.066(n) (n=15)(米国 ばれいしよ)】
てんさい	0.05	0.05	○	0.05		<0.02(n) / <0.02 / 0.010, <0.005, <0.005 / <0.005,
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1	0.1			0.1 アメリ	【<0.02-0.12(n=12) (米国ラディッシュ)】
かぶ類の根	0.1	0.1			0.1 アメリ	【米国ラディッシュ参照】
西洋わさび	0.1	0.1			0.1 アメリ	【米国ラディッシュ参照】
はくさい	0.5	0.5			0.5 韓国	【0.17(n)/0.23(n) (韓国はくさい)】
キャベツ	0.5	0.5		0.5		
芽キャベツ	0.1	0.1		0.1		
カリフラワー	0.5	0.5		0.5		
ブロッコリー	0.5	0.5		0.5		
ごぼう	0.1	0.1			0.1 アメリ	【米国ラディッシュ参照】
サルシフィー	0.1	0.1			0.1 アメリ	【米国ラディッシュ参照】
その他のきく科野菜	4	3.5			3.5 アメリ	【米国セロリ参照】
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7		0.7		
にんにく	0.05	0.05			0.05 ブラジ	【<0.05(n=3) (ブラジルにんにく)】
アスパラガス	0.07	0.07			0.07 アメリ	【<0.05(n=7) (米国アスパラガス)】
にんじん	0.1	0.1		0.1	0.1 アメリ	【<0.02-0.06(n=10) (米国にんじん)】
パースニップ	0.1	0.1			0.1 アメリ	
セロリ	4	3.5		1	3.5 アメリ	【0.20(n)-1.6(n=9) (米国セロリ)】
その他のせり科野菜	4	3.5			3.5 アメリ	【米国セロリ参照】
トマト	0.7	0.7		0.7		
ピーマン	0.5	0.5		0.3	0.5 アメリ	【0.03-0.14(n=6) (米国ピーマン)】
なす	0.5	0.5			0.5 アメリ	【米国トマト,ピーマン, とうがらし参照】
その他のなす科野菜	2	2.0			2.0 韓国	【1.29 (韓国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.3		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.3		0.268, 0.2
しろり	0.3	0.3		0.3		
すいか	0.3	0.3		0.3		
メロン類果実	0.3	0.3		0.3		
まくわり	0.3	0.3		0.3		
その他のうり科野菜	0.3	0.3		0.3		
未成熟いんげん	0.5	0.5			0.5 EU	【0.09-0.59(n=12) (EUさやいんげん)】
えだまめ	0.08	0.08			0.08 アメリ	【米国大豆参照】
その他の野菜	4	3.5			3.5 アメリ	【米国セロリ参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5		0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5		
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	3 5 5 0.7 0.7	3 5 5 0.7 0.7	○ ○	0.7 0.7 0.7 0.7 0.7		1.20, 0.813 1.94
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.2 3 5 3 5 3	0.2 3 3 3 3 3	○ ○ ○ ○ ○ ○	3 3 3 3 3 3		<0.02, 0.04 (うめ参照) 0.88, 2.86(\$)
いちご	0.2	0.2		0.2		
ぶどう かき	5 1	5 0.5	○ 申	3	5 EU	[0.12(#)-2.24(#)(n=20) (EUぶどう)] 0.42, 0.36
バナナ キウイ パパイヤ グアバ マンゴー パッションフルーツ その他の果実	0.5 0.02 0.7 0.05 0.7 0.05 0.7	0.5 0.02 0.7 0.05 0.7 0.05 0.7		0.05 0.05 0.7 0.05 0.7 0.05 0.02	0.5 オーストラリア 0.7 アメリカ 0.05 ブラジル 0.7 アメリカ 0.05 ブラジル	[0.018-0.36(n=6) (豪州バナナ(無袋)) 【<0.010(n=6) (豪州バナナ(有袋)) 【<0.02(#)-0.06(#)(n=7) (ニュージーランドキウイ)】 【0.07-0.28(n=4) (米国パパイヤ)】 【<0.05(#)(n=3) (ブラジルグアバ)】 【米国パパイヤ参照】 【<0.05(#)(n=6) (ブラジルパッションフルーツ)】
綿実	0.05	0.05			0.05 ブラジル	【<0.05(n=6)(ブラジル綿実)】
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類	0.02 0.04 0.04 0.04 0.04 0.04	0.02 0.04 0.04 0.04 0.04 0.04		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02	0.04 アメリカ 0.04 アメリカ 0.04 アメリカ 0.04 アメリカ 0.04 アメリカ	【米国ペカン,アーモンド, ピスタチオ参照】 【<0.02(#)(n=15) (米国ペカン)】 【<0.02(n=6)(米国アーモンド)】 【米国ペカン,アーモンド, ピスタチオ参照】 【<0.01(n=6)(米国ピスタチオ)】
茶 コーヒー豆 ホップ その他のスパイス その他のハーブ	5 0.05 40 4 4	5 0.05 40 3.5 3.5	○	40	0.05 ブラジル	2.25, 1.46(荒茶) / 0.78(荒茶) 【<0.05(#)(n=4) (ブラジルコーヒー豆)】 【米国セロリ参照】 【米国セロリ参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		
牛の腎臓	0.04	0.04		0.04		
豚の腎臓	0.04	0.04		0.04		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.04	0.04		0.04		
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		
乳	0.02	0.02		0.02		
鶏の筋肉	0.04	0.04		0.04		
その他の家きんの筋肉	0.04	0.04		0.04		
鶏の脂肪	0.04	0.04		0.04		
その他の家きんの脂肪	0.04	0.04		0.04		
鶏の肝臓	0.04	0.04		0.04		
その他の家きんの肝臓	0.04	0.04		0.04		
鶏の腎臓	0.04	0.04		0.04		
その他の家きんの腎臓	0.04	0.04		0.04		
鶏の食用部分	0.04	0.04		0.04		
その他の家きんの食用部分	0.04	0.04		0.04		
鶏の卵	0.04	0.04		0.04		
その他の家きんの卵	0.04	0.04		0.04		
魚介類	0.03		申			推:0.024
精米	0.9※	0.9		※		
米ぬか	7	7		7		
小麦ふすま	0.5	0.5		0.5		
干しぶどう	5	5		5		

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

※「米」の基準値について;

Codex基準における「Rice」及び米国基準における「Rice, grain」については、「粳米」に対する基準値であり、我が国における「玄米」に相当する食品への基準は設定されていない。ただし、2004年のJMPRによる評価において、精米への加工係数が0.18と設定されているため、本剤については、粳米のCodex基準である5ppmに加工係数0.18を乗じ、「精米」の基準値として0.9ppmを設定することとした。

また、同様に、米ぬかへの加工係数が1.4と設定されており、これに基づきCodex基準として「米ぬか」に7ppmの基準値が設定されていること、及び、米の基準値設定のための試験データより、精米と米ぬかの重量比が88%:12%と算出されたことから、「米(玄米)」の基準値として2ppmを設定することとした。〔精米(0.9 mg/kg×88%) + 米ぬか(7 mg/kg×12%) = 1.64 mg/kg〕

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

トリフロキシストロビン

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	2
小麦	0.2
大麦	0.5
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.05
大豆	0.08
らっかせい	0.05
ばれいしょ	0.04
てんさい	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1
かぶ類の根	0.1
西洋わさび	0.1
はくさい	0.5
キャベツ	0.5
芽キャベツ	0.1
カリフラワー	0.5
ブロッコリー	0.5
ごぼう	0.1
サルシフィー	0.1
その他のきく科野菜 ^{注2)}	4
ねぎ(リーキを含む。)	0.7
にんにく	0.05
アスパラガス	0.07
にんじん	0.1
パースニップ	0.1
セロリ	4
その他のせり科野菜 ^{注3)}	4
トマト	0.7
ピーマン	0.5
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注4)}	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3
しろうり	0.3
すいか	0.3
メロン類果実	0.3
まくわり	0.3
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.3
未成熟いんげん	0.5
えだまめ	0.08
その他の野菜 ^{注6)}	4
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5
グレープフルーツ	0.5
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	0.5
りんご	3
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	0.7
びわ	0.7
もも	0.2
ネクタリン	3
あんず(アプリコットを含む。)	5
すもも(ブルーベリーを含む。)	3
うめ	5
おうとう(チェリーを含む。)	3

※ 今回基準値を設定するトリフロキシストロビンは、畜産物にあってはトリフロキシストロビン及び代謝物B((E,E)-トキシイミノ-[2-[1-(3-トリフロロメチルフェニル)-エチリデンアミノオキシメチル]-フェニル]-酢酸)をトリフロキシストロビンに換算したものの和をいい、その他の食品にあってはトリフロキシストロビンのみをいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たげのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びパイナップル以外のものをいう。

トリフロキシストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 ppm
いちご	0.2
ぶどう	5
かき	1
バナナ	0.5
キウイ	0.02
パパイヤ	0.7
グアバ	0.05
マンゴー	0.7
パッションフルーツ	0.05
その他の果実 ^{注8)}	0.7
綿実	0.05
ぎんなん	0.02
くり	0.04
ペカン	0.04
アーモンド	0.04
くるみ	0.04
その他のナッツ類 ^{注9)}	0.04
茶	5
コーヒー豆	0.05
ホップ	40
その他のスパイス ^{注10)}	4
その他のハーブ ^{注11)}	4
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注12)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.04
豚の腎臓	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.04
牛の食用部分	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注13)}	0.05
乳	0.02
鶏の筋肉	0.04
その他の家きん ^{注14)} の筋肉	0.04
鶏の脂肪	0.04
その他の家きんの脂肪	0.04
鶏の肝臓	0.04
その他の家きんの肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.04
その他の家きんの腎臓	0.04
鶏の食用部分	0.04
その他の家きんの食用部分	0.04
鶏の卵	0.04
その他の家きんの卵	0.04
魚介類	0.03
精米	0.9
米ぬか	7
小麦ふすま	0.5
干しぶどう	5

注8)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注9)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

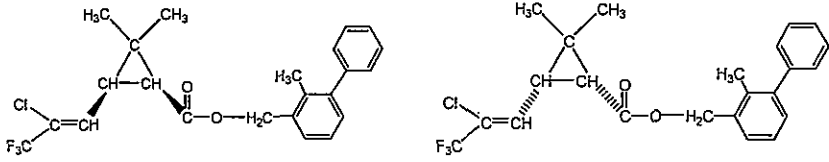
注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注14)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ビフェントリン (Bifenthrin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ピフェニル基を有するピレスロイド系の殺虫剤であり、昆虫の神経細胞膜の Na チャネルに作用してこれを開口し、持続的に脱分極を生じさせて神経機能を攪乱し殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	かんきつ/カメムシ類、りんご/ハマキムシ類 等										
我が国の登録状況	かんきつ、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1992年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は小麦、大麦、トウモロコシ、ばれいしょ、畜産物等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においていちご、あぶらな科野菜、大豆、とうもろこし等に、EUにおいてりんご、ぶどう、豆類等に、オーストラリアにおいてぶどう、かんきつ類等に、ニュージーランドにおいてキウイに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 妊娠6~15日 発生毒性試験(ラット・経口) 無毒性量 1.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ビフェントリンとする。										
暴露評価	EDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="576 1464 1425 1720"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>52.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>25.3</td> </tr> </tbody> </table> EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	25.0	幼小児 (1~6歳)	52.4	妊婦	19.9	高齢者 (65歳以上)	25.3
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	25.0										
幼小児 (1~6歳)	52.4										
妊婦	19.9										
高齢者 (65歳以上)	25.3										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.5	0.5		0.5		
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05			0.05 EU	【<0.01(#)(n=1)(EU)】
とうもろこし	0.05	0.05		0.05	0.05 アメリカ	【<0.01(n=9)(米国)】
そば	0.05	0.05			0.05 EU	【EUのライ麦参照】
その他の穀類	0.05	0.05			0.05 EU	【EUのライ麦参照】
大豆	0.1	0.1	○		0.1 EU	<0.01,<0.01/【0.02(EU)】
小豆類	0.1	0.1	○			<0.005,<0.005,<0.01,<0.01
えんどう	0.05	0.05			0.05 EU	【<0.01(#),<0.010(#),<0.025(EU)】
そら豆	0.05	0.05			0.05 EU	【EUのえんどうを参照】
らっかせい	0.1	0.1			0.1 EU	【EUの大豆を参照】
その他の豆類	0.2	0.15				
ばれいしょ	0.05	0.05	○	0.05	0.05 アメリカ	0.006,<0.005,<0.005,<0.005/【<0.05(n=6)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【米国のばれいしょを参照】
かんしょ	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【米国のばれいしょを参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【米国のばれいしょを参照】
その他のいも類	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【米国のばれいしょを参照】
てんさい	0.2	0.2	○			0.057(\$),0.018
さとうきび	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	【<0.01(オーストラリア)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05	0.05	○			0.012,0.013
だいこん類(ラディッシュを含む。)	1	1	○			0.131,0.322(\$)
かぶ類の葉	4	3.5			3.5 アメリカ	【米国のからしなを参照】
クレソン	2	2			2 EU	【EUのレタスを参照】
はくさい	0.5	0.5	○			0.136(\$),0.005
キャベツ	2	2	○			0.083,<0.005
芽キャベツ	2	2				
ケール	4	3.5			3.5 アメリカ	【米国のからしなを参照】
こまつな	4	3.5			3.5 アメリカ	【米国のからしなを参照】
きょうな	4	3.5			3.5 アメリカ	【米国のからしなを参照】
チンゲンサイ	4	3.5			3.5 アメリカ	【米国のからしなを参照】
カリフラワー	0.05	0.05				
ブロッコリー	0.1	0.1				
その他のあぶらな科野菜	4	3.5			3.5 アメリカ	【1.68,0.85,1.78,2.01,1.28,0.83,0.07,0.19(からしな)(米国)】
アーティチョーク	0.2	0.2				
エンダイブ	2	2			2 EU	【EUのレタスを参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3	3.0			3 アメリカ	【0.03,0.25,0.77,0.14(米国)】/【0.05~0.12(n=3)(EU)】
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	0.5	○			0.022,0.191(\$)
にら	0.05	0.05			0.05 EU	【0.09(#),0.05(#),0.04(#),0.09(#)(EU)】
アスパラガス	0.05	0.05			0.05 EU	【EUのにら参照】
パセリ	3		申			0.81,1.26
トマト	0.5	0.5	○			0.05,0.188(\$)(ミニトマト)
ピーマン	0.5	0.5			0.5 アメリカ	【<0.055~0.17(n=5)(Bell Pepper)(米国)】/【<0.05~0.29(n=7)(non-Bell Pepper)(米国)】
なす	0.5	0.5	○			0.142,0.165(\$)
その他のなす科野菜	0.5	0.5			0.5 アメリカ	【米国のピーマン参照】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.041,0.104(\$)/【<0.10~0.24(n=7)(米国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4	0.4			0.4 アメリカ	【米国のきゅうり参照】
しろりり	0.4	0.4			0.4 アメリカ	【米国のきゅうり参照】
すいか	0.2	0.2	○			0.006,<0.005/<0.005(#),<0.005(#)
メロン類果実	0.2	0.2	○			0.006,0.011/<0.005,<0.005
まくわうり	0.4	0.4				
その他のうり科野菜	0.4	0.4			0.4 アメリカ	【米国のきゅうり参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう	0.2	0.2			0.2 ¹ アメリカ	【0.16, 0.06(米国)】
しょうが	0.05	0.05			0.05 ¹ アメリカ	【米国のばれいしょ参照】
未成熟えんどう	0.6	0.6			0.6 ¹ アメリカ	【0.17~0.49(n=6)(米国)】
未成熟いんげん	0.6	0.6			0.6 ¹ アメリカ	【米国の未成熟えんどう参照】
えだまめ	0.6	0.6			0.6 ¹ アメリカ	【米国の未成熟えんどう参照】
その他の野菜	2	2	○			0.80, 0.96(ニンサイ)
みかん	0.1	0.1	○			0.02, (\$)<0.01
なつみかんの果実全体	2	2	○			(すだち参照)
レモン	2	2	○	0.05		(すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○	0.05		(すだち参照)
グレープフルーツ	2	2	○	0.05		(すだち参照)
ライム	2	2	○			(すだち参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			0.96(すだち)
りんご	1	1	○			0.059(\$), 0.043(\$), 0.064(\$), 0.054(\$)/0.117, 0.036/0.30, 0.18/0.20, 0.52
日本なし	0.5	0.5	○	0.5		0.074, 0.100/0.122, 0.194
西洋なし	0.5	0.5	○	0.5		(日本なし参照)
マルメロ	0.1	0.1	○			
びわ	0.1	0.1	○			<0.005, <0.005/0.01, 0.01
もも	0.03	0.03	○			<0.005, <0.005/<0.01, <0.01
ネクタリン	1	1	○			0.22, 0.47
あんず(アブリコットを含む。)	1	1	○		1 ¹ オーストラリア	【0.12~0.36(n=4)(オーストラリア)】
すもも(プルーンを含む。)	0.5	0.5	○		1 ¹ オーストラリア	0.11(\$), 0.05
うめ	1	1	○		1 ¹ オーストラリア	【<0.02 (n=1)(オーストラリア)】
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.286, 0.536(\$)
いちご	2	2	○	1		0.058, 0.082/0.338(\$), 0.116(\$)
ラズベリー	1	1.0	○		1.0 ¹ アメリカ	【<0.05, 0.26/0.23, 0.28(米国)】
ブラックベリー	1	1.0	○		1.0 ¹ アメリカ	【0.47(米国)】
その他のベリー類果実	1	1.0	○		1.0 ¹ アメリカ	0.020, <0.005(ハスカップ)/ 【米国のラズベリー・ブラックベリー参照】
ぶどう	2	2	○			0.728(\$), 0.348
かき	0.5	0.5	○			0.056, 0.124/0.14, 0.16
バナナ	0.1	0.1			0.1 ¹ オーストラリア	【<0.02(n=2)(オーストラリア)】
パパイヤ	0.5	0.5			0.5 ¹ EU	04, 0.140, 0.157, 0.134(EU)
マンゴー	0.3	0.3			0.3 ¹ EU	【0.15, 0.07/0.234, 0.31(EU)】
その他の果実	0.3	0.3	○			0.06, 0.08(あけび)
ひまわりの種子	0.1	0.1			0.1 ¹ EU	【EUの大豆参照】
ごまの種子	0.1	0.1			0.1 ¹ EU	【EUの大豆参照】
べにばなの種子	0.1	0.1			0.1 ¹ EU	【EUの大豆参照】
綿実	0.5	0.5			0.5 ¹ アメリカ	【<0.05(\$)~0.37(\$)(n=9)(米国)】
なたね	0.1	0.1			0.1 ¹ EU	【EUの大豆参照】
その他のオイルシード	0.1	0.1			0.1 ¹ EU	【EUの大豆参照】
くり	0.05	0.05			0.05 ¹ アメリカ	【米国のペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.05	0.05			0.05 ¹ アメリカ	【<0.05(n=4)(米国)】
アーモンド	0.05	0.05			0.05 ¹ アメリカ	【<0.05(n=5)(米国)】
くるみ	0.05	0.05			0.05 ¹ アメリカ	【米国のペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.05	0.05			0.05 ¹ アメリカ	【米国のペカン、アーモンド参照】
茶	25	25	○			3.34, 17.8(\$)/1.29, 5.15/5.96, 1.95
カカオ豆	0.1	0.1				
ホップ	10	10	○	10		0.42, 0.37
その他のスパイス	10	10				0.86, 3.31(\$)(みかんの果皮参照)
その他のハーブ	4	3.5			3.5 ¹ アメリカ	【米国のからしな参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.5	0.5			0.5 米国	
豚の筋肉	0.5	0.5			0.5 米国	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5			0.5 米国	
牛の脂肪	0.5	0.5		0.5		
豚の脂肪	2	2			2 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2	2			2 オーストラリア	
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.5	0.5			0.5 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5			0.5 オーストラリア	
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.5	0.5			0.5 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.5			0.5 オーストラリア	
牛の食用部分	0.5	0.5			0.5 オーストラリア	
豚の食用部分	0.5	0.5			0.5 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5			0.5 オーストラリア	
乳	0.05	0.05		0.05		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01				
小麦粉(全粒粉に限る。)	0.5	0.5		0.5		
小麦粉(全粒粉を除く。)	0.2	0.2		0.2		
小麦ふすま	2	2		2		

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

ピフェントリン

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.5
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.05
大豆	0.1
小豆類 ^{注2)}	0.1
えんどう	0.05
そら豆	0.05
らっかせい	0.1
その他の豆類 ^{注3)}	0.2
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05
その他のいも類 ^{注4)}	0.05
てんさい	0.2
さとうきび	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	1
かぶ類の葉	4
クレソン	2
はくさい	0.5
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	4
こまつな	4
きょうな	4
チンゲンサイ	4
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	0.1
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	4
アーティチョーク	0.2
エンダイブ	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3
ねぎ(リーキを含む。)	0.5
にら	0.05
アスパラガス	0.05
パセリ	3
トマト	0.5
ピーマン	0.5
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注6)}	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4
しろりり	0.4
すいか	0.2
メロン類果実	0.2
まくわり	0.4
その他のうり科野菜 ^{注7)}	0.4

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

ピフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
ほうれんそう	0.2
しょうが	0.05
未成熟えんどう	0.6
未成熟いんげん	0.6
えだまめ	0.6
その他の野菜 ^{注8)}	2
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	2
りんご	1
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
マルメロ	0.1
びわ	0.1
もも	0.03
ネクタリン	1
あんず(アピコットを含む。)	1
すもも(プルーンを含む。)	0.5
うめ	1
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	2
ラズベリー	1
ブラックベリー	1
その他のベリー類果実 ^{注10)}	1
ぶどう	2
かき	0.5
バナナ	0.1
パパイヤ	0.5
マンゴー	0.3
その他の果実 ^{注11)}	0.3
ひまわりの種子	0.1
ごまの種子	0.1
べにばなの種子	0.1
綿実	0.5
なたね	0.1
その他のオイルシード ^{注12)}	0.1
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^{注13)}	0.05

注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、さく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注11)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注12)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注13)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

ピフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
茶	25
カカオ豆	0.1
ポップ	10
その他のスパイス ^{注14)}	10
その他のハーブ ^{注15)}	4
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注16)} の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
豚の脂肪	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分 ^{注17)}	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5
乳	0.05
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注18)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
小麦粉(全粒粉に限る。)	0.5
小麦粉(全粒粉を除く。)	0.2
小麦ふすま	2

注14)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

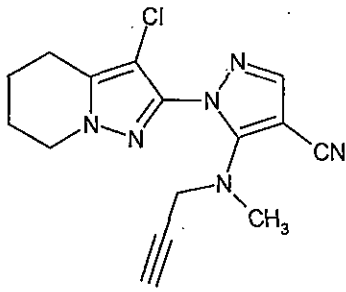
注15)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注16)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注17)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注18)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピラクロニル (Pyraclozil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	ピラゾリルピラゾール環を有する除草剤である。作用機構は、プロトポルフィリノーゲンⅨオキシダーゼの活性を阻害することにより植物体を枯死させると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	移植水稻／水田一年生雑草、直播水稻／マツバイ 等										
我が国の登録状況	移植水稻、直播水稻等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.0044 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 0.44 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ピラクロニルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="574 1444 1428 1702"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	4.0	幼小児 (1~6 歳)	7.0	妊婦	2.9	高齢者 (65 歳以上)	4.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	4.0										
幼小児 (1~6 歳)	7.0										
妊婦	2.9										
高齢者 (65 歳以上)	4.0										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 ピラクロニル

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01,<0.01,<0.01
その他の穀類	0.05		申			<0.01,<0.01(ひえ)

答申(案)

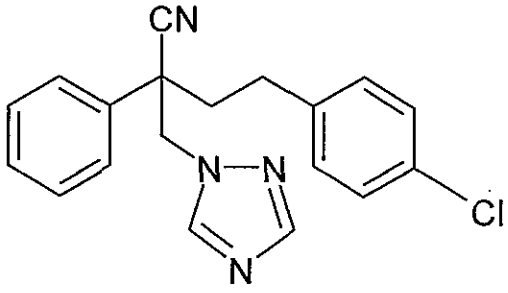
(別紙2)

ピラクロニル

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.05

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

フェンブコナゾール (Fenbuconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。作用機構は菌類の細胞膜を構成する主要成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより菌類の生育を抑制すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	りんご/赤星病、ぶどう/うどんこ病 等										
我が国の登録状況	りんご、ぶどう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1997年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は、バナナ、大麦等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアーモンド、りんご等に、カナダにおいておうとう、オレンジ等に、オーストラリアにおいてバナナ、ネクタリン等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.03 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 3.03 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: フェンブコナゾールとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="574 1500 1428 1758"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>12.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	11.8	幼小児(1~6歳)	29.0	妊婦	10.6	高齢者(65歳以上)	12.7
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	11.8										
幼小児(1~6歳)	29.0										
妊婦	10.6										
高齢者(65歳以上)	12.7										
意見聴取の状況	平成23年9月7日~平成23年10月6日 パブリックコメント実施(在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現 行 ppm	登 録 有 無	参 考 基 準 値		作物残留試験成績等 ppm
				国 際 基 準 ppm	外 国 基 準 値 ppm	
小麦	0.1	0.1	○	0.1		
大麦	0.2	0.2		0.2		
ライ麦	0.1	0.1		0.1		
らっかせい	0.1	0.1			0.1	アメリカ
てんさい	0.5	0.5	○			【<0.003(#)<0.048(#) (n=13)(米国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2		0.2		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05	0.05		0.05		
メロン類果実	0.2	0.2		0.2		
まくわうり	0.2	0.2		0.2		
みかん	1	1.0				
なつみかんの果実全体	1	1.0			1.0	アメリカ
レモン	1	1.0			1.0	アメリカ
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1.0			1.0	アメリカ
グレープフルーツ	1	1.0			1.0	アメリカ
ライム	1	1.0			1.0	アメリカ
その他のかんきつ類果実	1	1.0			1.0	アメリカ
りんご	1	1	○	0.1		0.068, 0.124, 0.090, 0.411(#)($\$$) 0.078, 0.164
日本なし	0.7	0.7	○	0.1		0.099, 0.299($\$$)
西洋なし	0.7	0.7	○	0.1		【日本なし参照】
マルメロ	0.1	0.1		0.1		
びわ	0.1	0.1		0.1		
もも	0.5	0.5	○	0.5		
ネクタリン	1	1.0	○		1.0	アメリカ
あんず(アブリコットを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		【米国の核果果実参照】 【0.157(#)<0.268(#) (n=4)(米国)】
すもも(プルーンを含む。)	1	1.0	○		1.0	アメリカ
うめ	2	2	○			【0.023<0.143(#) (n=15)(米国)】 0.66, 0.44
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○	1	1.0	アメリカ
ブルーベリー	0.3	0.3			0.3	アメリカ
クランベリー	0.5	0.5			0.5	アメリカ
ハuckleベリー	0.3	0.3			0.3	アメリカ
その他のベリー類果実	0.3	0.3			0.3	アメリカ
ぶどう	3	3	○	1		0.688, 1.080($\$$), 0.355, 0.154
かき	0.7		申			0.05, 0.28($\$$)
バナナ	0.05	0.05		0.05		
その他の果実	0.01			0.01		
ひまわりの種子	0.05	0.05		0.05		
なたね	0.05	0.05		0.05		
ぎんなん	0.01			0.01		
くり	0.01			0.01		
ペカン	0.05	0.05		0.01		
アーモンド	0.05	0.05		0.01	0.05	アメリカ
くるみ	0.01			0.01		
その他のナッツ類	0.01			0.01		【<0.01 (n=5)(米国)】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
茶	10	10	○			2.21, 3.50(\$)
その他のスパイス	1	1.0				
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		
豚の筋肉	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05				
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05				
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		
豚の食用部分	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05				
乳	0.05	0.05		0.01		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.01		
その他の家さんの筋肉	0.05	0.05		0.01		
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.01		
その他の家さんの脂肪	0.05	0.05		0.01		
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.01		
その他の家さんの肝臓	0.05	0.05		0.01		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.05	0.05		0.01		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.05	0.05		0.01		
鶏の卵	0.05	0.05		0.01		
その他の家さんの卵	0.05	0.05		0.01		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

フェンブコナゾール

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.1
大麦	0.2
ライ麦	0.1
らっかせい	0.1
てんさい	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05
メロン類果実	0.2
まくわうり	0.2
みかん	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	1
りんご	1
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	0.1
びわ	0.1
もも	0.5
ネクタリン	1
あんず(アプリコットを含む。)	0.5
すもも(プルーンを含む。)	1
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	1
ブルーベリー	0.3
クランベリー	0.5
ハックルベリー	0.3
その他のベリー類果実 ^{注2)}	0.3
ぶどう	3
かき	0.7
バナナ	0.05
その他の果実	0.01
ひまわりの種子	0.05
なたね	0.05
ぎんなん	0.01
くり	0.01
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.01
その他のナッツ類 ^{注3)}	0.01
茶	10

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注3)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

フェンブコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
その他のスパイス ^{注4)}	1
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注5)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分	0.05
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注6)}	0.05
乳	0.05
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注7)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分 ^{注8)}	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05

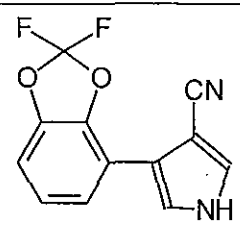
注5)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注6)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注7)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注8)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フルジオキサニル (Fludioxonil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	フェニルピロール系の非浸透移行性殺菌剤である。糸状菌の原形質膜に作用することにより物質の透過性に影響を及ぼし、アミノ酸やグルコースの細胞内取り込みを阻害して、抗菌作用を示すものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稲／ばか苗病、キャベツ／苗立枯病 等										
我が国の登録状況	稲、キャベツ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2006年にJMPPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は大豆、ブルーベリー等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、びわ等に、カナダにおいて大麦、ピーマン等に、EUにおいてりんご、ぶどう等に、オーストラリアにおいてばれいしょ、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてぶどう、いちご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI）0.33 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験（イヌ・混餌） 無毒性量 33.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験：in vitro試験（+/-） in vivo試験（-）										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物はフルジオキサニルとし、畜産物はフルジオキサニル及び酸化により代謝物K【2,2-ジフルオロ-1,3-ベンズジオキサニル-4-カルボン酸】に変換されるベンゾピロール代謝物とする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="574 1635 1420 1904"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>15.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>7.8</td> </tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	7.8	幼小児（1～6歳）	15.5	妊婦	6.1	高齢者（65歳以上）	7.8
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	7.8										
幼小児（1～6歳）	15.5										
妊婦	6.1										
高齢者（65歳以上）	7.8										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定（在京大使館への説明及びWTO通報は対象外）										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○	0.05		<0.005, <0.005
小麦	0.05	0.05		0.05		
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05		0.05		
とうもろこし	0.01	0.01		0.01		
そば	0.05	0.05		0.05		
その他の穀類	0.05	0.05		0.05		
大豆	0.07	0.07	○	0.07		<0.01, <0.01
小豆類	0.2	0.2	○	0.07		0.014, 0.009(インゲン)
えんどう	0.3	0.3		0.3		
そら豆	0.07	0.07		0.07		
らっかせい	0.3	0.3		0.3		
その他の豆類	0.07	0.07		0.07		
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02	アメリ	【<0.01(n=11)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02		0.02	アメリ	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.02	0.02		0.02	アメリ	【米国ばれいしょ参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.5	0.5		0.75	アメリ	【<0.01-0.13(n=6)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	20	20		30	アメリ	【0.47-11.3(n=6)(米国)】
かぶ類の根	0.5	0.5		0.75	アメリ	【米国だいこん類(根)参照】
かぶ類の葉	20	20		30	アメリ	【米国だいこん類(葉)参照】
西洋わさび	0.5	0.5		0.75	アメリ	【米国だいこん類(根)参照】
クレソン	10	10		10		
はくさい	2	2.0		2.0	アメリ	【米国キャベツ、 ブロッコリー参照】 0.257(#), 0.304(#)
キャベツ	2	2	○	2	アメリ	【0.03-1.20(n=14)(米国)】
芽キャベツ	2	2.0		2.0	アメリ	【米国キャベツ、 米国ブロッコリー参照】
ケール	10	10		10	アメリ	【米国マスタードグリーン 参照】
こまつな	10	10		10	アメリ	【米国マスタードグリーン 参照】
きょうな	10	10		10	アメリ	【米国マスタードグリーン 参照】
チンゲンサイ	10	10		10	アメリ	【米国マスタードグリーン 参照】
カリフラワー	2	2.0		2.0	アメリ	【米国キャベツ、 米国ブロッコリー参照】
ブロッコリー	2	2.0		0.7	アメリ	【0.10-0.53(n=8)(米国)】 【0.06-7.74(n=14) (マスタードグリーン) (米国)】
その他のあぶらな科野菜	10	10		10	アメリ	
ごぼう	0.5	0.5		0.75	アメリ	【米国だいこん類(根)参照】
サルシフィー	0.5	0.5		0.75	アメリ	【米国だいこん類(根)参照】
チコリ	20	20		30	アメリ	【米国だいこん類(葉)参照】
エンダイブ	30	30		30	アメリ	【米国レタス参照】
しゅんぎく	30	30		30	アメリ	【米国レタス参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	30		10	アメリ	【0.42-4.63(n=8)(結球部+外葉 部)(米国)】 【0.06-1.62(n=8)(結球)(米国)】
その他のきく科野菜	2	2	○	30	アメリ	【<0.02-23.44(n=6)(非結球)(米 国)】 0.72, 0.78(ふき)
たまねぎ	0.5	0.5	○	0.5		【0.17(#)-8.0(#)(n=3)(葉部)(米 国)】
ねぎ(リーキを含む。)	7	7.0		5	アメリ	【<0.01-0.04(n=9)(結球)(米 国)】
にんにく	0.2	0.2		0.20	アメリ	【米国たまねぎ(葉部)参照】
にら	10	10	○	10		【米国たまねぎ(結球)参照】
わけぎ	0.2	0.2		0.20	アメリ	0.63, 0.70
その他のゆり科野菜	10	10		10	アメリ	【米国たまねぎ(結球)参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん	5	0.7	申	0.7		0.62,1.68(\$)
パースニップ	0.5	0.5			0.75 ₁	【米国だいこん類(根)参照】
パセリ	10	10			30 ₁	【1.62-3.87(n=4)(米国)】
その他のせり科野菜	20	20			30 ₁	【米国だいこん類(葉)参照】
トマト	2	2	○	0.5	0.50 ₁	0.136,0.690
ピーマン	5	1	申	1		【0.0317-0.229(n=18)(米国)】
なす	1	1	○	0.3		0.64,1.98(\$)
その他のなす科野菜	0.5	0.5			0.50 ₁	0.404,0.468
						【米国トマト参照】
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○	0.3		0.416,0.678/ 0.451(#),0.701(#)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.3		【<0.01-0.13(n=7)(米国)】
しろうり	0.5	0.45			0.45 ₁	【0.03-0.08(n=5)(米国)】
すいか	0.2		申			【米国きゅうり参照】
その他のうり科野菜	0.5	0.45			0.45 ₁	0.03,0.04
						【0.02-0.52(n=6)(カンタローフ)(米 国)】
ほうれんそう	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005
しょうが	0.02	0.02			0.02 ₁	【米国ばれいしょ参照】
未成熟えんどう	5	5	○	0.3		0.71,2.21
未成熟いんげん	5	5	○	0.3		1.60,0.734
えだまめ	5	5	○			1.7,2.8
その他の野菜	10	10	○	10		
みかん	0.1	0.1	○	7		0.022,0.023
なつみかんの果実全体	10	10	○	7	10 ₁	収穫後使用に係る作物残留試 験に基づき設定
レモン	10	10	○	7	10 ₁	収穫後使用に係る作物残留試 験に基づき設定
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○	7	10 ₁	収穫後使用に係る作物残留試 験に基づき設定
グレープフルーツ	10	10	○	7	10 ₁	収穫後使用に係る作物残留試 験に基づき設定
ライム	10	10	○	7	10 ₁	収穫後使用に係る作物残留試 験に基づき設定
その他のかんきつ類果実	10	10	○	7	10 ₁	収穫後使用に係る作物残留試 験に基づき設定
りんご※1	5.0	5.0		5	5.0 ₁	収穫後使用に係る作物残留試 験に基づき設定
西洋なし※1	5.0	5.0		5	5.0 ₁	収穫後使用に係る作物残留試 験に基づき設定
マルメロ※1	5.0	5.0		5	5.0 ₁	収穫後使用に係る作物残留試 験に基づき設定
びわ※1	5.0	5.0		5	5.0 ₁	収穫後使用に係る作物残留試 験に基づき設定
もも※2	5.0	5.0		5	5.0 ₁	収穫後使用に係る作物残留試 験に基づき設定
ネクタリン※2	5.0	5.0		5	5.0 ₁	収穫後使用に係る作物残留試 験に基づき設定
あんず(アブリコットを含む。)※2	5.0	5.0		5	5.0 ₁	収穫後使用に係る作物残留試 験に基づき設定
すもも(プルーンを含む。)※2	5.0	5.0		5	5.0 ₁	収穫後使用に係る作物残留試 験に基づき設定
うめ	0.5	0.5	○	5		0.032,0.142
おうとう(チェリーを含む。)※2	5.0	5.0		5	5.0 ₁	収穫後使用に係る作物残留試 験に基づき設定
いちご	5	5	○	3		1.04,1.47/1.94,1.05
ラズベリー	5	5		5	5.0 ₁	【0.14-1.25(n=16)(米国)】
						【0.81(#)-4.71(#)(n=5)(米国)】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ブラックベリー	5	5		5		【米国ラズベリー参照】 【<0.05(#)-1.70(n=8)(米国)】 【米国ブルーベリー参照】 【米国ラズベリー参照】
ブルーベリー	2	2		2		
ハuckleベリー	2	2.0			2.0, アメカ	
その他のベリー類果実	5	5.0		5	5.0, アメカ	
ぶどう	5	5	○	2		1.64, 1.25(#)
キウイ※1	20	20		15	20, アメカ	収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
その他の果実※3	5.0	5.0			5.0, アメカ	収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
ひまわりの種子	0.01			0.01		【<0.05(#)(n=6)(米国)】 【米国綿実参照】
綿実	0.05	0.05		0.05	0.05, アメカ	
なたね	0.02	0.02		0.02		
その他のオイルシード	0.05	0.05			0.05, アメカ	
その他のナッツ類	0.2	0.2		0.2		
その他のスパイス	10	10		10		3.77, 3.84(#)/4.32, 3.78(#) (みかん果皮)
その他のハーブ	50	50		50		
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05		
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.05		
鶏の卵	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの卵	0.05	0.05		0.05		
にら(乾燥させたもの)	50	50		50		
バジル(乾燥させたもの)	50	50		50		

(§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

※1 りんご、西洋なし、マルメロ、びわ、キウイの基準値については、果実全体に適用するものとする。

※2 もも、ネクタリン、あんず、すもも、おうとうの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。

※3 その他の果実については、ざくろの果実に限るものとする。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

フルジオキソニル

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.01
そば	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.05
大豆	0.07
小豆類 ^{注2)}	0.2
えんどう	0.3
そら豆	0.07
らっかせい	0.3
その他の豆類 ^{注3)}	0.07
ばれいしよ	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02
その他のいも類 ^{注4)}	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	20
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	20
西洋わさび	0.5
クレソン	10
はくさい	2
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	10
こまつな	10
きょうな	10
チンゲンサイ	10
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	10
ごぼう	0.5
サルシフィー	0.5
チコリ	20
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30
その他のきく科野菜 ^{注6)}	2
たまねぎ	0.5
ねぎ(リーキを含む。)	7
にんにく	0.2
にら	10
わけぎ	0.2
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	10
にんじん	5
パースニップ	0.5
パセリ	10
その他のせり科野菜 ^{注8)}	20
トマト	2
ピーマン	5
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注9)}	0.5

※今回基準値を設定するフルジオキソニルとは、今回基準値を設定するフルジオキソニルとは、農産物にあつてはフルジオキソニルのみをいい、畜産物にあつてはフルジオキソニル及び2,2-ジフルオロ-1,3-ベンズジオキソニル-4-カルボン酸に変換されるベンゾピロール代謝物をフルジオキソニルに換算したものの和をいうこと。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

食品名	残留基準値
	ppm
きゅうり(ガーキンを含む。)	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3
しろりり	0.5
すいか	0.2
その他のうり科野菜 ^{注10)}	0.5
ほうれんそう	0.02
しょうが	0.02
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	5
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注11)}	10
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	10
レモン	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	10
りんご※1	5.0
西洋なし※1	5.0
マルメロ※1	5.0
びわ※1	5.0
もも※2	5.0
ネクタリン※2	5.0
あんず(アプリコットを含む。)*2	5.0
すもも(プルーンを含む。)*2	5.0
うめ	0.5
おうとう(チェリーを含む。)*2	5.0
いちご	5
ラズベリー	5
ブラックベリー	5
ブルーベリー	2
ハックルベリー	2
その他のベリー類果実 ^{注13)}	5
ぶどう	5
キウイ※1	20
その他の果実 ^{注14)} ※3	5.0
ひまわりの種子	0.01
綿実	0.05
なたね	0.02
その他のオイルシード ^{注15)}	0.05
その他のナッツ類 ^{注16)}	0.2
その他のスパイス ^{注17)}	10
その他のハーブ ^{注18)}	50
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05

注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、さく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

食品名	残留基準値
	ppm
牛の食用部分 ^{注20)}	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
にら(乾燥させたもの)	50
バジル(乾燥させたもの)	50

注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

※1 りんご、西洋なし、マルメロ、びわ、キウイの基準値については、果実全体に適用するものとする。

※2 もも、ネクタリン、あんず、すもも、おうとうの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。

※3 その他の果実については、ざくろの果実に限るものとする。

フルフェノクスロン (Flufenoxuron)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及び魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ベンゾイルフェニル尿素系殺虫剤（昆虫成長制御剤）である。幼虫の体内に取り込まれることにより、キチン質の生合成が阻害され、その結果、脱皮が不完全となることにより殺虫効果を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	りんご/ナミハダニ、おうとう/ハマキムシ類 等										
我が国の登録状況	りんご、おうとう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において乳に、EUにおいて柑橘類、仁果類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI）0.037 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験（イヌ・混餌） 無毒性量 3.7 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験：in vitro 試験（+/-） in vivo 試験（-）										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルフェノクスロンとする。										
暴露評価	EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>29.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>17.2</td> </tr> </tbody> </table> EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	16.1	幼小児（1～6歳）	29.7	妊婦	13.3	高齢者（65歳以上）	17.2
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	16.1										
幼小児（1～6歳）	29.7										
妊婦	13.3										
高齢者（65歳以上）	17.2										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 （在京大使館への説明及びWTO通報は対象外）										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし	0.05		申			<0.01, <0.01
大豆	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
小豆類	0.05		申			<0.01, <0.01
そら豆	0.2	0.2	○			0.03, <0.01
かんしょ	0.02		申			<0.005, <0.005
てんさい	0.5	0.5	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○			0.02, 0.02(はつかだいこん(根))
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10	○			3.1(\$), 2.3(はつかだいこん(葉))
西洋わさび	0.2	0.05	○・申			0.05, 0.03 0.145(\$), 0.019, 0.052, 0.020, 0.26, 0.004
はくさい	0.5	0.5	○			
キャベツ	0.5	0.5	○			
芽キャベツ	0.5	0.5	○			
ケール	10		申			(こまつな、きょうな及びチャービル参照)
こまつな	10	10	○			3.08(\$), 0.81
きょうな	10	10	○			3.26(\$), 2.68(みずな)
チンゲンサイ	5	5	○			2.48(#, \$), 0.46
ブロッコリー	5	5	○			1.59(\$), 0.20
その他のあぶらな科野菜	5	5	○			2.19, 1.20(しろな)
しゅんぎく	10	10	○			5.60, 3.27
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	10	○			3.6(\$), 1.8(サラダ菜)
その他のさく科野菜	2	2	○			0.9, 1.0(食用ぎく)
ねぎ(リーキを含む。)	10	10	○			1.52, 0.12(葉ねぎ)
アスパラガス	0.5	0.5	○			0.14, 0.15
わけぎ	10	10	○			
にんじん	0.2		申			0.04(\$), 0.02, <0.01
パセリ	10	10	○			4.80, 3.25
セロリ	10	10	○			0.85(#), 3.19(#, \$)
みつば	10	10	○			5.88, 3.80
その他のせり科野菜	10		申			(パセリ、セロリ及びみつば参照)
トマト	0.5	0.5	○			0.11, 0.14(トマト) , 0.19, 0.10(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.34, 0.50
なす	2	2	○			0.18(#), 0.68(#)
その他のなす科野菜	3	3	○			1.14(#, \$), 0.49(#)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○			0.14, 0.13
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2	○			0.04, 0.02(#)
しろうり	0.3	0.3	○			<0.05, <0.05
すいか	0.2	0.2	○			0.03(\$), <0.01
メロン類果実	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005
その他のうり科野菜	0.5	0.5	○			0.09, 0.12(とうがん)
ほうれんそう	10	10	○			3.90, 4.53
未成熟えんどう	1	1	○			0.36, 0.30
未成熟いんげん	1	1	○			0.48, 0.39
えだまめ	5	5	○			1.09, 1.54(\$)
その他のきのこ類	0.1	0.1				
その他の野菜	10	10	○			4.08, 3.50(ゆきのした)
みかん	0.3	0.3	○			0.025, 0.020
なつみかんの果実全体	2	2	○			
レモン	2	2	○			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			
グレープフルーツ	2	2	○			
ライム	2	2	○			
その他のかんきつ類果実	2	2	○			0.60(\$)(すだち), 0.38(かぼす)
りんご	1	1	○			0.342(\$), 0.231, 0.265, 0.228, 0.20
日本なし	0.5	0.5	○			0.088, 0.144
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
もも	0.1	0.1	○			
ネクタリン	0.7	0.7	○			
すもも(プルーンを含む。)	0.2		申			0.03(#), 0.03(#)
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.11, 0.66(\$)
いちご	0.5	0.5	○			
ぶどう	2	2				
綿実	0.03	0.03				
茶	15	15	○			7.94, 7.66
その他のスパイス	10	10	○			4.17(\$), 1.80(みかんの果皮)
その他のハーブ	10	10	○			4.37, 5.50(チャービル)
魚介類	2		申			推: 1.4

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

フルフェノクスロン

食品名	残留基準値
	ppm
とうもろこし	0.05
大豆	0.05
小豆類 ^{注1)}	0.05
そら豆	0.2
かんしょ	0.02
てんさい	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10
西洋わさび	0.2
はくさい	0.5
キャベツ	0.5
芽キャベツ	0.5
ケール	10
こまつな	10
きょうな	10
チンゲンサイ	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	5
しゅんぎく	10
レタス(サラダ菜及びびししゃを含む。)	10
その他のきく科野菜 ^{注3)}	2
ねぎ(リーキを含む。)	10
アスパラガス	0.5
わけぎ	10
にんじん	0.2
パセリ	10
セロリ	10
みつば	10
その他のせり科野菜 ^{注4)}	10
トマト	0.5
ピーマン	1
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注5)}	3
きゅうり(ガーキンを含む。)	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2
しろり	0.3
すいか	0.2
メロン類果実	0.02
その他のうり科野菜 ^{注6)}	0.5
ほうれんそう	10
未成熟えんどう	1
未成熟いんげん	1
えだまめ	5
その他のきのこ類 ^{注7)}	0.1
その他の野菜 ^{注8)}	10
みかん	0.3
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	2

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

食品名	残留基準値
	ppm
りんご	1
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
もも	0.1
ネクタリン	0.7
すもも(プルーンを含む。)	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	0.5
ぶどう	2
綿実	0.03
茶	15
その他のスパイス ^{注10)}	10
その他のハーブ ^{注11)}	10
魚介類	2

注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

